

機 構

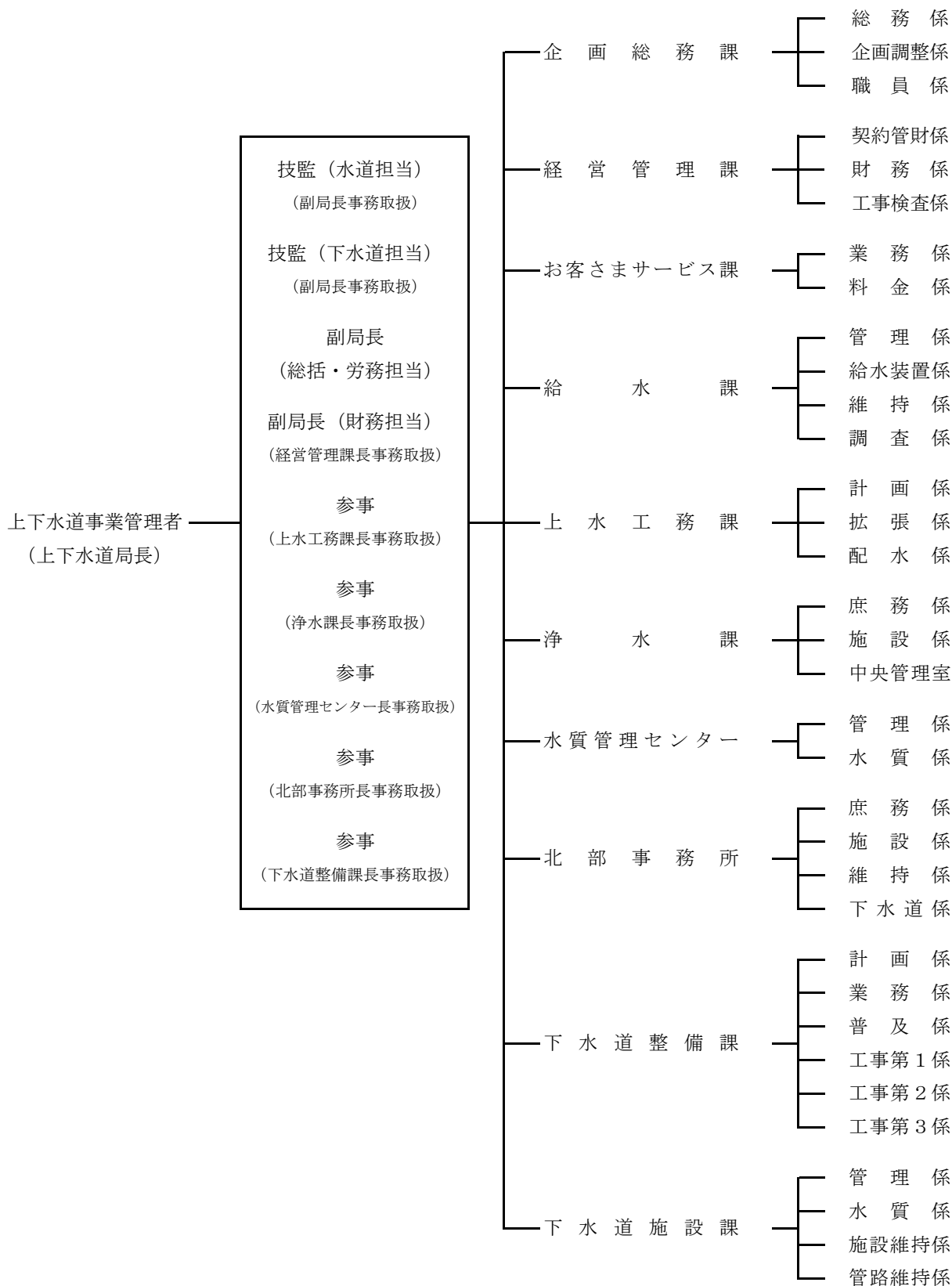
災害備蓄兼水道事業PR用ボトルウォーター「ああ！関露水」



左・中:「ああ！関露水」2リットルボトル(平成14年8月頒布開始)
右:「ああ！関露水」500ミリリットルボトル(平成13年5月頒布開始)

1 組織図

8課 1センター 1事務所 33係 1室 令和3年3月31日現在



2 分 掌 事 務

令和3年3月31日現在

(1) 企画総務課

ア 総務係

- (ア) 公文書公開に関する事。
- (イ) 行政手続に関する事。
- (ウ) 文書の取扱いに関する事。
- (エ) 公印及び電子署名カードの管守に関する事。
- (オ) 儀式及び交際に関する事。
- (カ) 例規その他の重要文書の審査に関する事。
- (キ) 公告式に関する事。
- (ク) 市議会との連絡に関する事。
- (ケ) 本庁舎の管理、取締り及び防災に関する事。
- (コ) 日本水道協会及び下水道協会に関する事。
- (サ) 下関市水道サービス公社に関する事。
- (シ) 局及び所属課の庶務に関する事。
- (ス) 局内他課所及び所属課内他係の所管に属しない事。

イ 企画調整係

- (ア) 企業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。
- (イ) 特命事項の処理に関する事。
- (ウ) 企業の能率及び事務事業改善の推進に関する事。
- (エ) 諸統計及び事業年報に関する事。
- (オ) 広報及び広聴に関する事。
- (カ) 情報化の推進等に関する事。
- (キ) 国際交流に関する事。
- (ク) 局内の連絡調整に関する事。

ウ 職員係

- (ア) 局の組織並びに職員の定数及び配置に関する事。
- (イ) 職員の任免、服務、分限、懲戒その他身分に関する事。
- (ウ) 職員の給料及び手当に関する事。
- (エ) 職員の研修の計画及び実施に関する事。
- (オ) 職員の福利厚生、労働安全衛生及び公務災害補償に関する事。
- (カ) 労働組合に関する事。
- (キ) ほう賞及び表彰に関する事。
- (ク) 被服の貸与に関する事。

(2) 経営管理課

ア 契約管財係

- (ア) 下関市上下水道局契約審査委員会に関すること。
- (イ) 請負工事の入札、契約及び入札参加者の指名に関すること。
- (ウ) 物品の購入、修繕及び出納保管に関すること。
- (エ) 不用品の処分に関すること。
- (オ) 車両の整備及び管理に関すること。
- (カ) 不動産の取得、登記及び処分に関すること。
- (キ) 不動産台帳及び関係図面の整理保存に関すること。
- (ク) 不動産の使用許可及び局管理地の境界に関すること。
- (ケ) 財産等の保険契約に関すること。
- (コ) 局内他課所の所管に属しない不動産の管理に関すること。
- (サ) 所管する不用品の出納及び保管並びに再用品及び不用品の受入価格の決定に関すること。
- (シ) 所属課の庶務に関すること。
- (ス) 所属課内他係の所管に属しないこと。

イ 財務係

- (ア) 財政に関すること。
- (イ) 資金計画及び運用に関すること。
- (ウ) 予算の編成及び執行に関すること。
- (エ) 企業債、借入金及び積立金に関すること。
- (オ) 現金及び有価証券の出納運用に関すること。
- (カ) 預金に関すること。
- (キ) 決算及び財務諸表に関すること。

ウ 工事検査係

- (ア) 請負代金額500万円以上の工事の検査に関すること。
- (イ) 請負代金額500万円未満の工事で工事を担当する課長、センター長又は所長（以下「課所長」という。）から依頼のあるものの検査に関すること。
- (ウ) 公共工事の技術に関することの取りまとめ。

(3) お客さまサービス課

ア 業務係

- (ア) 水道料金及び下関市吉母飲用水供給施設（以下「吉母給水施設」という。）の使用に係る料金（以下「水道料金等」という。）並びに下水道使用料、下関市漁業集落排水処理施設使用料及び下関市農業集落排水施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）の調定に関すること。
- (イ) 水道料金等及び下水道使用料等の納入通知書の発行に関すること。

- (ウ) 水道料金等及び下水道使用料等の減免及び更正に関すること。
- (エ) 料金調定システムに係る電子計算組織の開発、運用及び管理に関すること。
- (オ) 水道料金等及び下水道使用料等の統計に関すること。
- (カ) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (キ) 排除汚水量の認定に関すること。
- (ク) 所属課の庶務に関すること。
- (ケ) 所属課内他係の所管に属しないこと。

イ 料金係

- (ア) 水道料金等、下水道使用料等その他の収入に係る収納及び還付に関すること並びに予納金の還付に関すること。
- (イ) 水道料金等及び下水道使用料等の督促並びに給水停止処分に関すること。
- (ウ) 水道料金等及び下水道使用料の滞納整理及び欠損処分に関すること。
- (エ) 量水器の維持管理に関すること。
- (オ) 給水に関する諸届、開閉栓等の受付及び処理（量水器の取付け及び撤去を含む。）に関すること。
- (カ) 無届使用等の取締りに関すること。
- (キ) 給水の用途の調査に関すること。
- (ク) 窓口事務に伴う他課所への連絡に関すること。

(4) 給水課

ア 管理係

- (ア) 所管の工事費の調定、収納及び精算に関すること。
- (イ) 指定給水装置工事事業者の資格審査及び指導に関すること。
- (ウ) 修繕工事等の受付に関すること。
- (エ) 所管するたな卸資産の出納及び保管に関すること。
- (オ) 所管するたな卸資産の評価及びたな卸に関すること。
- (カ) 無線設備の運用に関すること。
- (キ) 所属課の庶務に関すること。
- (ク) 所属課内他係の所管に属しないこと。

イ 給水装置係

- (ア) 下関市水道事業給水条例(平成17年条例第307号)に規定する手数料及び納付金に関すること。
- (イ) 給水装置台帳に関すること。
- (ウ) 給水装置の新設、改造及び撤去に関すること。
- (エ) 給水装置の調査、検査及び取締りに関すること。
- (オ) 受水槽以下の装置の調査及び指導に関すること。

ウ 維持係

- (ア) 所管工事の設計及び施行に関する事。
- (イ) 資材及び工器具倉庫の管理に関する事。
- (ウ) 配水管の維持管理に関する事。
- (エ) 給水装置の修繕に関する事。
- (オ) 導水管、送水管及び工業用水道事業の配水管の修繕に関する事。
- (カ) 応急給水に関する事。

エ 調査係

- (ア) 給水装置の修繕に関する事。
- (イ) 給水管及び配水管の漏水防止計画及び調査に関する事。
- (ウ) 水道管路情報システムに係る電子計算組織の開発、運用及び管理に関する事。

(5) 上水工務課

ア 計画係

- (ア) 所管工事の設計及び施行に関する事。
- (イ) 工業用水道事業の配水管の新設及び改良に関する事。
- (ウ) 所管の工事費の調定、収納及び精算に関する事。
- (エ) 所属課の庶務に関する事。
- (オ) 所属課内他係の所管に属しない事。

イ 拡張係

- (ア) 所管工事の設計及び施行に関する事。
- (イ) 導水管、送水管及び配水管の新設及び改良に関する事。

ウ 配水係

- (ア) 所管工事の設計及び施行に関する事。
- (イ) 導水管、送水管及び配水管の新設及び改良に関する事。
- (ウ) 配水計画の実施調整に関する事。
- (エ) 配水区域の調整に関する事。

(6) 浄水課

ア 庶務係

- (ア) 所管の工事費の調定、収納及び精算に関する事。
- (イ) 導水管及び送水管並びに導水設備及び送水設備の維持管理に関する事。
- (ウ) 所管の施設の管理、取締り及び防災に関する事。
- (エ) 工業用水道事業の運営に関する事。
- (オ) 吉母給水施設の運営に関する事。
- (カ) 所管する庁舎の管理、取締り及び防災に関する事。

- (キ) 所管するたな卸資産の出納及び保管に関する事。
- (ク) 所管するたな卸資産の評価及びたな卸に関する事。
- (ケ) 所属課の庶務に関する事。
- (コ) 所属課内他係等の所管に属しない事。

イ 施設係

- (ア) 所管工事の設計及び施行に関する事。
- (イ) 導水管及び送水管並びに導水設備及び送水設備の維持管理に関する事。
- (ウ) 所管の施設の管理、取締り及び防災に関する事。
- (エ) 工業用水道事業の施設の維持管理に関する事。
- (オ) 吉母給水施設の管理に関する事。

ウ 中央管理室

- (ア) 取水場、浄水場及び配水場等の操作運転及び維持管理に関する事。
- (イ) 原水の取水に関する事。
- (ウ) 水量統計に関する事。
- (エ) 水質管理に関する事。
- (オ) 水処理の調査研究及び指導に関する事。

(7) 水質管理センター

ア 管理係

- (ア) 水質検査に係る信頼性の保証に関する事。
- (イ) 水質の調査研究及び指導に関する事。
- (ウ) 所管する庁舎の管理、取締り及び防災に関する事。
- (エ) 所属センターの庶務に関する事。
- (オ) 所属センター内他係の所管に属しない事。

イ 水質係

- (ア) 浄水処理過程及び給配水系統の水質管理に関する事。
- (イ) 水源水域の水質調査に関する事。
- (ウ) 水質検査に関する事。
- (エ) 水質検査結果に基づく調査研究及び指導に関する事。

(8) 北部事務所

下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に定める各総合支所所管区域における次に掲げる事務

ア 庶務係

- (ア) 所管する庁舎の管理、取締り及び防災に関する事。
- (イ) 所管の工事費の調定、収納及び精算に関する事。
- (ウ) 不動産台帳及び関係図面の整理保存に関する事。

- (エ) 不動産の使用許可及び局管理地の境界に関する事。
- (オ) 水道料金等、下水道使用料等、下水道受益者負担金及び分担金等の収納に関する事。
- (カ) 給水に関する諸届、開閉栓等の受付及び処理に関する事。
- (キ) 所属事務所の庶務に関する事。
- (ク) 所属事務所内他係の所管に属しない事。

イ 施設係

- (ア) 所管工事の設計及び施行に関する事。
- (イ) 取水場、浄水場及び配水場等の操作運転及び維持管理に関する事。
- (ウ) 導水設備、浄水設備、送水設備及び配水設備の維持管理に関する事。
- (エ) 原水の取水に関する事。
- (オ) 水質管理に関する事。
- (カ) 水量等の統計に関する事。
- (キ) 所管の施設の管理、取締り及び防災に関する事。

ウ 維持係

- (ア) 所管工事の設計及び施行に関する事。
- (イ) 所管するたな卸資産の出納及び保管に関する事。
- (ウ) 所管するたな卸資産の評価及びたな卸に関する事。
- (エ) 導水管、送水管及び配水管の維持管理に関する事。
- (オ) 導水管、送水管及び配水管の新設及び改良に関する事。
- (カ) 修繕工事等の受付に関する事。
- (キ) 給水装置台帳に関する事。
- (ク) 給水装置の新設、改造及び撤去に関する事。
- (ケ) 給水装置の調査、検査及び取締りに関する事。
- (コ) 量水器の維持管理（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (サ) 受水槽以下の装置の調査及び指導に関する事。
- (シ) 資材及び工器具倉庫の管理に関する事。
- (ス) 給水装置の修繕に関する事。
- (セ) 給水管及び配水管の漏水防止計画及び調査に関する事。
- (ソ) 配水計画の実施調整に関する事。
- (タ) 配水区域の調整に関する事。

エ 下水道係

- (ア) 処理施設及びポンプ場の維持管理に関する事。
- (イ) 下水道排水設備指定工事店に関する事。
- (ウ) 排水設備の普及促進に関する事。
- (エ) 私道内管路の布設に関する事。

- (オ) 除害施設の受付等に関する事。
- (カ) 処理施設及びポンプ場の建設に関する事。
- (キ) 都市下水路の建設及び維持管理に関する事。
- (ク) 公共下水道管路の建設及び維持管理に関する事。
- (ケ) 公共下水道及び都市下水路の計画に関する事。
- (コ) 公共下水道及び都市下水路の台帳に関する事。
- (サ) 下水の水質管理に関する事。
- (シ) 水洗便所改造等資金に関する事。
- (ス) 下水道受益者負担金及び分担金の調定、収納、還付及び滞納整理に関する事。
- (セ) 排除汚水量の認定に関する事。

(9) 下水道整備課

ア 計画係

- (ア) 公共下水道及び都市下水路の計画に関する事。
- (イ) 公共下水道及び都市下水路の事業認可及び変更に関する事。
- (ウ) 公共下水道及び都市下水路の台帳に関する事。
- (エ) 所属課の庶務に関する事。
- (オ) 所属課内他係の所管に属しない事。

イ 業務係

- (ア) 下水道受益者負担金及び分担金の調定、収納及び滞納整理に関する事。
- (イ) 水洗便所設備資金貸付金に関する事。

ウ 普及係

- (ア) 排水設備の普及促進に関する事。
- (イ) 除害施設の受付等に関する事。
- (ウ) 下水道排水設備指定工事店に関する事。
- (エ) 水洗便所改造等資金に関する事。

エ 工事第1係

- (ア) 処理施設及びポンプ場の建設に関する事。

オ 工事第2係

- (ア) 公共下水道管路の建設に関する事。
- (イ) 都市下水路の建設に関する事。

カ 工事第3係

- (ア) 公共下水道管路の建設に関する事。
- (イ) 都市下水路の建設に関する事。
- (ウ) 私道内管路の布設に関する事。

(10) 下水道施設課

ア 管理係

- (ア) 所管の施設の管理、取締り及び防災に関すること。
- (イ) 所管するたな卸資産の出納及び保管に関すること。
- (ウ) 所管するたな卸資産の評価及びたな卸に関すること。
- (エ) 所属課の庶務に関すること。
- (オ) 所属課内他係の所管に属しないこと。

イ 水質係

- (ア) 下水の水質管理に関すること。
- (イ) 除害施設の検査及び指導に関すること。

ウ 施設維持係

- (ア) 処理施設及びポンプ場の維持管理に関すること。
- (イ) 所管の施設の管理、取締り及び防災に関すること。

エ 管路維持係

- (ア) 公共下水道管路の維持管理に関すること。
- (イ) 都市下水路の維持管理に関すること。

3 職員配置

令和3年3月31日現在

(単位：人)

所属 \ 職名	管理者	技監	副局長	参事	課所長	検査監	主幹	課所長補佐	主査	係室長	主任	主任主事	主任技師	主事	技師	技能労務職	総数	再任用職員
総数	1	2	2 (2)	5	4 (6)	1	6	25 (6)	12	3 (31)	99	4	14	15	36	1	230	7
企画総務課					1		1	2 (1)		1 (2)	11	2					18	
総務係										1	5	1					7	
企画調整係										(1)	3	1					4	
職員係										(1)	3						3	
経営管理課					(1)	1	1	2 (1)	2	(3)	7		1	4			18	
契約管財係										(1)	3		1	1			5	
財務係										(1)	3			3			6	
工事検査係										(1)	1						1	
お客さまサービス課					1		1	1 (1)	1	(2)	5			4			13	1
業務係										(1)	3			2			5	
料金係										(1)	2			2			4	1
給水課					1			3	2	(4)	16			1	3		26	3
管理係										(1)	4						4	
給水装置係										(1)	3				1		4	2
維持係										(1)	6			1	1		8	1
調査係										(1)	3				1		4	
上水工務課					(1)			2	1	1 (2)	6			1	7		18	1
計画係										1	2			1			4	1
拡張係										(1)	2				1		3	
配水係										(1)	2				6		8	
浄水課					(1)	1	1 (1)	3	(3)	17		3	1	13			39	1
庶務係										(1)	2			1			3	1
施設係										(1)	6		1		4		11	
中央管理室										(1)	9		2		9		20	
水質管理センター					(1)			2		(2)	4		4		1		11	
管理係										(1)	2		1				3	
水質係										(1)	2		3		1		6	
北部事務所					(1)			4	1	(4)	13		1	1	2		22	
庶務係										(1)	2			1			3	
施設係										(1)	3		1				4	
維持係										(1)	3				2		5	
下水道係										(1)	5						5	
下水道整備課					(1)	1	5 (1)	1	1 (5)	10	2	2	3	8			33	1
計画係										(1)	2	1		1	1		5	
業務係										(1)	1			2			3	1
普及係										(1)	3	1					4	
工事第1係										1	2		1		2		6	
工事第2係										(1)	1		1		3		5	
工事第3係										(1)	1				2		3	
下水道施設課					1	1	3 (1)	1	(4)	10		3		2	1		22	
管理係										(1)	2						2	
水質係										(1)	1		2				3	
施設維持係										(1)	4				2		6	
管路維持係										(1)	3		1			1	5	

()内は事務取扱

4 年齢別職員構成

令和3年3月31日現在

(単位：人)

年齢 \ 区分	事務職員	技術職員	2年度	元年度
総数	88	141	229	232
25歳未満	2	12	14	17
25歳以上 30歳未満	8	18	26	26
30歳以上 35歳未満	4	15	19	21
35歳以上 40歳未満	14	12	26	23
40歳以上 45歳未満	20	24	44	49
45歳以上 50歳未満	24	27	51	53
50歳以上 55歳未満	9	20	29	25
55歳以上	7	13	20	18
平均(歳)	42.5	40.8	41.4	40.9

(管理者及び再任用職員除く)

5 勤続年数別職員構成

令和3年3月31日現在

(単位：人)

勤続年数 \ 区分	事務職員	技術職員	2年度	元年度
総数	88	141	229	232
5年未満	5	16	21	26
5年以上 10年未満	9	27	36	35
10年以上 15年未満	5	12	17	12
15年以上 20年未満	14	10	24	31
20年以上 25年未満	26	22	48	49
25年以上	29	54	83	79
平均(年)	20.7	18.7	19.5	19.0

(管理者及び再任用職員除く)